

コーポレート・ガバナンス指針

当社および当社グループは、『水産物のサプライチェーンの中で新しい価値を創造し、最適な水産流通ネットワークの実現を通して、人々に健康と豊かさをお届けすることにより社会に貢献する』を経営理念とし、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をはかることを目的として、「コーポレート・ガバナンス指針」を定め、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組めます。

1. コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社は、株主、顧客、従業員などのステークホルダーからの信頼に応え、持続的な成長と中長期的企業価値の向上をはかるとともに公正かつ透明性の高い経営を目指します。また、経営環境・社会環境の変化に適切に対応する迅速な意思決定と、コンプライアンス、の徹底やリスク管理を強化することでコーポレート・ガバナンスの充実に努めていきます。

2. 経営姿勢(行動基準)

当社は、経営理念に基づき次の行動基準を従業員に徹底しています。

- ① 法令・規則等のルールを順守し、常に“正しい仕事”を意識して行動する。
- ② グループ各社の機能を協働により成長発展させていく。
- ③ 提供する商品およびサービスは常に高いレベルの品質を目指す。
- ④ 地球の“恵み”を大切にし、持続可能な資源の有効活用と環境に配慮した事業活動を展開する。

3. 内部統制システム

当社は、『内部統制システムの基本方針』に基づき、当社グループの内部統制システムを充実、発展させていくため、リスクマネジメント委員会・倫理委員会・環境委員会・品質保証委員会を設置し、定期的に取り締役会にて活動報告と検証を行うとともに、関連規程の周知など従業員への教育にも努めています。

4. 関連当事者との取引

当社は、当社の取締役が利益相反取引、競業取引を行う場合には法令および社内規程に従い事前に取締役会の承認を受け、結果を取締役会に報告します。

また、当社の親会社との取引にあたっては、取引条件が一般の取引条件と同様であることが明確な場合を除き、当社の独立性が損なわれることのないよう市場価値に照らし適正かつ公正に行われるよう、法令および社内規程に従い事前に取締役会の承認を得て行います。

5. 内部通報制度

当社は、倫理憲章・倫理行動基準を制定し、従業員への周知徹底を図るとともに、当社グループにおける法令および会社規則等に違反する行為を管理し通報する制度を整備しています。通報窓口は社内外に設置し、監査室を事務局とする倫理委員会にて内部通報制度を運用しています。

6. 取締役会

(1) 取締役会の役割・責務

当社の取締役会は、株主に対する受託責任を認識し、当社グループの戦略的な方向づけなど経営に関する重要事項を審議し意思決定をするとともに、経営全般に対する監督を行います。

また、業務執行と経営監督機能の明確化を図るため執行役員制度を導入しています。

(2) 取締役会の構成

当社は、取締役会における活発な意見と迅速な意思決定ができるよう 12 名以内とし、取締役会全体として、多様性、専門性を確保する構成に努めています。

任期については、経営責任を明確にするため 1 年としています。

(3) 取締役会への委任の範囲

当社の取締役会は、法令・定款で定められた事項の他、取締役会規則に定める重要事項の決定を行い、その他の事項は執行役員で構成する経営会議に委ねています。

7. 監査役

(1) 監査役の役割・責務

監査役は、株主の負託を受けた独立した機関として取締役の職務の執行を監督することにより、当社および当社グループの持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負っています。

各監査役は、監査の実効性を高めるため監査の方針、業務および財産状況の調査方法など監査役の職務の執行を協議するとともに、当社グループの取締役および従業員から監査役への報告体制、監査室・会計監査人との連携体制を整備し、より実効性の高いコーポレート・ガバナンスの実現に努めます。

(2) 監査役の構成

監査役は 4 名以内とし、財務・会計に関する専門知識を有する者を 1 名以上含む構成にしています。

8. 取締役および監査役

(1) 取締役・監査役の選任指名方針、手続き

取締役候補者については、当社の事業に関し豊富な知識・経験および優れた経営管理能力を有するとともに、社会的な責任・使命を十分理解し当社の持続的な成長と企業

価値向上に貢献することが期待される者を代表取締役が指名し、取締役会で決定することとしています。

監査役については、監査役の職務を適切に遂行できる知見を有する者を指名し、監査役の同意を得て取締役会で決定しています。

(2) 経営陣幹部の解任指名方針、手続

取締役について、その機能を十分に発揮していないと認められる場合は、取締役会で決定することとしています。

(3) 取締役・監査役のトレーニング

当社は、取締役・監査役が求められる責務と役割を果たす必要な知識を習得するために、外部セミナーへの参加や社内研修会の機会を設け、費用は会社負担としています。

以 上